

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

※ 改正後の銀行法施行規則を改正規則と略して記載

No	コメントの概要	金融庁の考え方
○銀行法施行規則等		
第9条、第35条		
1	<p>規則第9条第1項第1号に該当するような「営業所」は、基本的に出張所なので、こちらについても、規則案第9条第1項第4号と同様に「種類の変更」を許容してもよいのではないのでしょうか。敢えて適用除外の対象としなかった理由をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、銀行法施行規則第9条第1項第1号の対象となる営業所が出張所に該当する場合、当該出張所の種類の変更については改正規則第9条第1項第4号及び第35条第1項第4号の3により、事後届出の対象となります。他方で、銀行法施行規則第9条第1項第1号の対象となる営業所が出張所に該当しない場合には事前届出が必要となります（改正規則第35条第1項第3号の7）。</p>
2	<p>規則第9条第1項第3号について、なぜ、銀行の休日以外の日において、銀行の通常の営業時間（午前9時から午後3時まで）の全部において業務を営む銀行の営業所の「設置」について「のみ」届出不要とされたのか、その理由をご教示いただけないでしょうか。</p> <p>営業時間については、規則第16条第3項の場合について、特段届出は求められておらず、つまり営業時間の変更について当局が把握すべき立法事実がないと思われまので、設置についても、規制を分ける必要はないのではないのでしょうか。</p>	<p>改正規則第9条第1項第3号は、銀行の通常の営業時間の全部において業務を営む営業所を設置する場合について届出を不要とするものではなく、事前届出制から事後届出制とするものです（参照：改正規則第35条第1項第4号の2）。</p> <p>なお、以前より、営業時間の変更については銀行法施行規則第35条第1項第7号（改正規則第35条第1項第7号又は第7号の2）に基づき届出が必要となっています。</p>
3	<p>規則第35条第1項第3号の8は、単に「前号・・・に該当する場合を除く」とすると、「（同項第三号に規定する営業所を除く。）」という部分（規則第9条第1項第3号）になる営業所がカーブアウトされずに事後届出が必要となりますが、規則第9条第1項第3号営業所になる場合も、規則第35条第1項第3号の8に基づく届出は不要ではないのでしょうか。</p>	<p>改正規則第9条第1項第3号に該当する営業所の設置については、監督上把握することから、改正規則第35条第1項第4号の2に基づき事後届出が必要となります。同様の理由から、改正規則第9条第1項第1号に該当する営業所から同項第3号に該当する営業所にする場合についても、改正規則第35条第1項第3号の8に基づき事後届出が必要となります。</p>
4	<p>「種類の変更」（規則第9条第1項第4号）と「当該営業所を当該営業所以外の営業所にしようとする場合」（規則第35条第1項第3号の7）の違いが分かりにくいのではないのでしょうか。</p>	<p>営業所の「種類の変更」とは、銀行法施行規則第8条第4項において、出張所から支店、支店から出張所への変更を指す旨が規定されており、「当該営業所を当該営業所以外の営業所にしようとする場合」とは異なります。</p>
5	<p>銀行法施行規則第9条第1項第4号および同第35条第1項第4号の3に規定されている「出張所の種類を変更した場合」とは、銀行法施行規則第8条第4項の規定から、「出張所を支店に変更した場合」を指すという理解でよいのか。</p>	<p>改正規則第9条第1項第4号及び第35条第1項第4号の3の「出張所の種類（を）変更」とは、ご理解のとおり出張所を支店に変更する（した）場合を指します。</p>

第 13 条（平成 18 年金融庁告示第 34 号及び第 36 号）

6	<p>銀行法施行規則第 13 条第 4 号の 2 における「貸金業者…（中略）…当該業務に附帯して営むものに限る。）の業務」は、クレジットカード会社の取扱業務のうち、「キャッシング機能」のみを指しているとの理解で良いか。</p>	<p>改正規則第 13 条第 4 号の 2 の業務は、クレジットカード会社が行うキャッシング取引に係る業務を想定したものです。</p>
7	<p>クレジットカード業務の「媒介」をすることについては、銀行代理業時代のパブコメ（平成 18 年 5 月 17 日）で、規則第 13 条の対象に含めず、「こうした販売や貸付けについて、媒介に至らない単なる紹介や申込書の取次ぎを行うことは、その他の付随業務として銀行の業務範囲に含まれる」とされておりました。</p> <p>改めてお伺いしますと、「クレジットカード発行業務及びこれに付随する業務」本体の（紹介・取次ではなく）「媒介」についても、法第 10 条第 2 項柱書の「その他の付随業務」に含まれ得る、という理解でよろしいでしょうか。クレジットカード附帯貸金業務の媒介が常に付随業務に含まれるのであれば、少なくとも、一定の場合には「クレジットカード発行業務及びこれに付随する業務」本体の「媒介」も付随業務に含まれることを前提としていると考えました。</p> <p>ただ、大変分かりにくいので、「クレジットカード発行業務及びこれに付随する業務」本体も、規則第 13 条に規定する、あるいは、クレジットカード業務に附帯する貸金業務についての媒介も、法令ではなく、監督指針に記載するのがよいのではないのでしょうか。敢えて、クレジットカード附帯貸金業務の媒介のみ、法令上の付随業務の対象とした理由をご教示ください。</p>	<p>今回の改正は、キャッシング機能を有するクレジットカードの発行業務の媒介について、改正規則第 13 条第 4 号の 2 に基づき可能となるよう改正を行うものです。</p> <p>なお、今回の改正において、「その他の付随業務」に関する従前の解釈を変更するものではなく、キャッシング機能のないクレジットカード発行業務の媒介について、主要行等向けの総合的な監督指針等（以下、監督指針）に記載の 4 要素に基づいて、個別の事案ごとに具体的に判断されるものと考えます。</p>
8	<p>「平成 18 年銀行代理業に係る改正」のパブコメ結果（※）の 7 頁最後の項目のただし書きで、「媒介に至らない単なる紹介や書面の取次ぎを行うことは、その他の付随業務として銀行の業務範囲に含まれると考えられます」との解釈が示されている。</p> <p>現状、金融機関によっては、クレジットカードに関して、上記のような取扱い（口座振替やクレジットカード（キャッシングを含む）申込の取次等）をしているケースがある。</p> <p>今回の改正は、貸金業務の媒介が新たに追加されるものであるため、上記の解釈は変更なく維持されることを確認したい。</p> <p>※ 銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の</p>	<p>今回の改正は、ご提示いただいたパブリックコメントの結果で示した考え方を変更するものではありません。</p>

	一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について（平成18年5月17日）	
9	改正案公表のウェブページでは「銀行等の付随業務にクレジットカード会社のカード発行業務（キャッシング機能）の媒介を追加」とありますが、文言上は「カード発行」に限定されていないので、規則第17条の2第2項第7号の「カード等」といった用語を用いて、限定することは考えられないでしょうか。	改正規則第13条第4号の2において「（・・・第17条の3第2項第7号に掲げる業務を主として営む会社に限る。）・・・（・・・当該業務に附帯して営むものに限る。）の業務」と規定することにより、対象業務に限定がされているものと考えます。
10	銀行法施行規則改正案第13条第4号の2に「貸金業【中略】の業務の媒介」とあるのは、貸金業法第2条第1項にいう「金銭の貸借の媒介」を包含するものとの理解でよろしいでしょうか。 仮に上記につき、包含するものである場合に、銀行が本改正後の銀行法施行規則第13条第4号の2に従って行う金銭の貸借の媒介は、貸金業法第2条第1項第2号に該当し、貸金業には含まれない（したがって貸金業法の適用は受けない）との理解でよろしいでしょうか。	改正規則第13条第4号の2の「貸金業の・・・業務の媒介」は、貸金業法第2条第1項柱書の「金銭の貸借の媒介」を包含するものですが、当該業務（第17条の3第2項第7号に掲げる業務）に附帯して営むものに限られます。 また、銀行や信用金庫は貸金業法第2条第1項第2号の「貸付を業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者」に該当することから、改正規則第13条第4号の2に掲げる業務を行う場合であっても、貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」には該当しません。
11	貸金業法第2条第1項では、「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの」（同項第2号）等を除き、金銭の貸借の媒介を業として行うものを「貸金業」としている。 信用金庫においては、この「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者」に該当するため、今回新たに追加された貸金業務の媒介を行ったとしても、「貸金業」には該当せず、貸金業者としての登録など、貸金業法の規制は受けないという理解で良いか。	
12	金融サービスの提供に関する法律（※）第11条第5項では、「他の法律の規定に基づき業として行うもの」等を除き、「貸金業者と顧客との間における資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介」を行う業務を「貸金業貸付媒介業務」としている。 信用金庫においては、この「他の法律の規定に基づき業として行うもの」に該当するため、今回新たに追加された貸金業務の媒介を行ったとしても、金融サービス仲介業の登録など、金融サービスの提供に関する法律の規制を受けないという理解で良いか。 ※ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）	貴見のとおりです。
第17条の4の4		

13	<p>規則第 17 条の 4 の 4（外国特定金融関連業務会社の業務）の対象業務に、規則第 17 条の 3 第 2 項第 9 号業務が追加された理由をご教示ください。</p>	<p>銀行が「外国特定金融関連業務会社」を子会社等とすることは、国際競争力強化の観点から認められているところ、海外のデジタル決済事業者を子会社等とすることで、邦銀の国際競争力強化に繋がると考えられることから、同号の業務を追加することとしました。</p>
14	<p>規則第 17 条の 3 第 2 項第 9 号業務（自家型前払式支払手段・第三者型前払式支払手段を発行・販売する業務）は、比較的、参入障壁が低い印象を受けますが、これらの業務を主に営みつつ、子会社として他業を営む会社を大量に保有するような潜脱の危険はないのか、潜脱の危険がある場合にどのようにご対処されるのかをご教示ください。</p>	<p>外国特定金融関連業務会社は、銀行法施行規則第 17 条の 4 の 4 に定める業務に該当する業務を主として営む必要があります。</p> <p>一般論として、銀行グループの業務範囲規制については、銀行の他業禁止の趣旨を銀行グループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすることが求められます（主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-1）。銀行グループの業務範囲規制を潜脱する場合には、必要に応じて監督上の対応を行うこととなります。</p>
第 34 条の 48		
15	<p>「銀行代理業者等の顧客情報の取扱いや所属銀行が講ずる措置に係る規制の見直し」につき、改正案では銀行法施行規則第 34 条の 48 における銀行代理業から「所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるもの」が除外されているが、除外対象として「銀行主要株主の子会社」を追加し、「所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社又は銀行主要株主の子会社であるもの」としていただきたい。銀行代理業者が「銀行主要株主の子会社」の場合においても、銀行代理業者が所属銀行と同一のグループ内にあれば、所属銀行からの監督が効きやすく、顧客保護の観点から、「銀行持株会社の子会社」である場合と遜色がないと考えられるためである。</p>	<p>「所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるもの」については、所属銀行又は銀行持株会社による監督機能が期待されるほか、営むことができる業務が一定の範囲に限定されているところ、必ずしも銀行主要株主の子会社と同様とはいえないと考えられます。</p>
16	<p>「銀行代理業者（所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）」について、ここにいう「子会社」は銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社の定義と同じと理解してよいか。そのため、所属銀行または銀行持株会社のいわゆる孫会社であっても、銀行法第 2 条第 8 項の定義に該当する場合には除外されるという理解で良いか。</p>	<p>「銀行代理業者（所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）」の「子会社」は銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社と同義であり、いわゆる孫会社も含まれます。</p>
17	<p>本規定における「銀行持株会社」には、グループの頂点に位置する銀行持株会社だけでなく、中間持株会社も含み、中間持株会社の傘下銀行も措置の除外対象となるという理解でよいか。</p>	<p>「銀行代理業者（所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）」の「銀行持株会社」は銀行法第 2 条第 13 項に規定する銀行持株会社と同義であり、いわゆる中間持株会社も含まれます。</p>

第 34 条の 63		
18	「銀行代理業者（所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行であるものを除く。以下この号において同じ。）」について、「銀行持株会社グループ」は（銀行法施行規則第 13 条の 6 の 8 第 1 項が引用する）銀行法第 12 条の 2 第 3 項第 1 号の定義と同じと理解してよいか。	「銀行代理業者（所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行であるものを除く。以下この号において同じ。）」の「銀行持株会社グループ」は、銀行法第 12 条の 2 第 3 項第 1 号の銀行持株会社グループと同義です。
第 34 条の 63 の 19		
19	「電子決済等取扱業者（委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）」について、ここにいう「子会社」は銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社の定義と同じと理解してよいか。そのため、所属銀行または銀行持株会社のいわゆる孫会社であっても、銀行法第 2 条第 8 項の定義に該当する場合には除外されるという理解でよいか。	「電子決済等取扱業者（委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）」の「子会社」は銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社と同義であり、いわゆる孫会社も含まれます。
20	本規定における「銀行持株会社」には、グループの頂点に位置する銀行持株会社だけでなく、中間持株会社も含み、中間持株会社傘下の電子決済等取扱業者も措置の除外対象となるという理解でよいか。	「電子決済等取扱業者（委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）」の「銀行持株会社」は銀行法第 2 条第 13 項に規定する銀行持株会社と同義であり、いわゆる中間持株会社も含まれます。
第 34 条の 48、第 34 条の 63、第 34 条の 63 の 19		
21	規則第 34 条の 48、規則第 34 条の 63、規則第 34 条の 63 の 19 に係る体制整備義務において、銀行グループ・銀行持株会社グループに属する子会社が義務主体から除外されている理由をご教示いただけないでしょうか（単に経営管理を受けていたとしても、業者それ自体の体制整備義務は業者自体も負うべきではないでしょうか）。文言だけを見ると、不平等なように読めます。	銀行グループ又は銀行持株会社グループに属する子会社については、営むことができる業務が一定の範囲に限定されているほか、銀行又は銀行持株会社は、利益相反管理を含め、顧客の利益の保護の観点も踏まえたグループの経営管理を行わなければならないことから、当該子会社を義務主体とせずとも適切な措置が講じられることが担保されると考えられるためです。
第 35 条（信用金庫法施行規則第 100 条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 111 条）		
22	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号では「法第十条第二項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をした場合」には届出が必要とある。今般の改正は、いわゆる付随業務のみを取り扱う施設又は設備の設置ができなくなった訳ではなく、届出を不要とする改正であることを確認したい。信用金庫法施行規則、協同組合による金	今回の改正は、いわゆる付随業務のみを取り扱う施設又は設備の設置等に係る届出を不要とするものであり、設置等を行うことが妨げられるものではありません。信用金庫法施行規則及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則も同様です。

	融事業に関する法律施行規則も同様であることを確認したい。	
23	<p>銀行法施行規則第35条第1項第6号の削除により、付随業務取扱事務所の設置、位置の変更、廃止及び業務内容の変更に係る届出は廃止されたため、これらに係る届出は不要と理解する。</p> <p>また、その場合には、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針別紙様式4-11～4-15の2を削除すべきではないか。</p>	<p>今回の改正により、付随業務のみを取り扱う施設又は設備の設置、位置の変更、廃止及び業務内容の変更に係る届出の提出は不要となります。</p> <p>また、主要行等向けの総合的な監督指針別紙様式4-11から4-15の2まで、及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針別紙様式4-11から4-15の2までを削除しています（令和6年3月28日公表の「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について）において公表している新旧対照表には、当該様式の削除が反映されています。）。</p>
○監督指針		
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2-2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2-2 保険会社向けの総合的な監督指針 III-2-13-2</p>		
24	<p>今回、銀行が代理・媒介できるとして監督指針に明記された業務は、銀行の「子会社」又は銀行持株会社の「子会社」が行うものに限定されているが、銀行グループとして顧客の各種ニーズに対応していくことが求められる中で、銀行法上の「子法人等」や「関連法人等」が行う同様の業務の代理・媒介も、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2（4）に記載されているその他付随業務の4要件を満たせば個別に認められ得るものであり、一律に否定されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
25	<p>「銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務」につきまして、銀行グループの会社の業務の代理・媒介であって、上記以外のもの、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行の「関連会社等」の業務 ・「他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務」以外の業務 <p>についても、指針四要素に照らして「その他の付随業務」該当性を判断して、「その他の付随業務」性が認められるという理解でよろしいでしょうか（今回の改正が、従前の「その他の付随業務」該当性判断を変更するものではないという理解でよろしいでしょうか）。</p>	<p>「関連会社等」の業務の代理・媒介や、「銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務」以外の業務が、「その他の付随業務」に該当するか否かは、個別の事案に則して実質的に検討されるべきものですが、監督指針記載の4要素を満たすのであれば、「その他の付随業務」として認められるものと考えます。</p> <p>また、今回の改正において、「その他の付随業務」の従前の解釈を変更するものではありません。</p>

26	<p>上記「従前の「その他の付随業務」該当性判断を変更するものではない」との関係（今回の改正との関係）で申し上げますと、その他の付随業務の四要素のうち、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。」については、金融審議会第一部会（第30回）（平成12年9月28日）での議論の沿革等を踏まえると、どちらかといえば、銀行業や金融業との関係が薄い「財」の活用（不動産、ATMのレシート等）の際に重視されるべき要件であり、本件のように、銀行の子会社として認められている会社の業務の「代理・媒介」の場合には、「四要素」としての比重は軽く、厳密に「余剰能力」を活用するというよりは、「銀行」としての通常の人員体制から逸脱するものではない（その意味で四要素のうち「当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。」につながる）ものと考えておるのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「その他の付随業務」に該当するか否かは、個別の事案に則して実質的に検討されるべきものであり、監督指針記載の4要素を総合的に考慮した取り扱いが求められます。</p> <p>本改正によって、「その他の付随業務」に関する従前の解釈・考え方が変更になるものではありませんので、監督指針記載の4要素に基づいて、個別の事案ごとに具体的に判断されるものと考えます。</p>
27	<p>「銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務」が追加されたところ、本項目を追加した立法（ガイドライン）趣旨・背景についてご教授ください。</p> <p>また、本項目について、既存の「その他の付随業務」として認められていたものを確認する趣旨で追加したのか、認められないとしていたものの、解釈を変更して新たに可能とする趣旨で追加したのかについて、併せてご教授ください。</p>	<p>「他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務」は、銀行の付随業務として銀行自身が行うことも可能であること、銀行の経営管理として、子会社に対する監督を及ぼすことが可能であることなどを考慮して、「その他の付随業務」に該当することを明確化したものです。</p> <p>今回の改正において、「その他の付随業務」に関する従前の解釈を変更するものではありません。</p>
28	<p>本件において「他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務」のみを明文化された理由をご教示ください（他の子会社業務は、なぜ記載されなかったのでしょうか）。</p>	<p>銀行の子会社が行うことができる業務は多種多様なものがあるため、個別の事案ごとに実態に即して検討する必要があると考えます。</p> <p>本改正は、金融機関等からの要望も踏まえ、銀行の子会社が営む一定の業務について、銀行による当該子会社の業務の代理・媒介業務が、「その他の付随業務」に該当することを明確化するものです。</p>
29	<p>銀行の親会社であって銀行持株会社に当たらない会社の子会社（保険会社の親会社であって保険持株会社に当たらない会社の子会社）が行うこれらの業務に関する代理・媒介業務はこの記載に基づいて「その他の付随業務」に該当することとなる業務には含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、銀行の親会社が銀行持株会社に該当しない場合、当該親会社の子会社は、「銀行の子会社又は銀行持株会社の子会社」には該当しません。そのため、銀行による当該親会社の子会社の業務の代理・媒介業務については、監督指針記載の4要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断される必要があります。</p>

30	<p>ここに挙げられている「経営相談業務」は金融関連業務として定められている「経営相談等業務」（銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号、保険業法施行規則第 52 条の 3 の 3 第 1 号で定義されているもの。）のすべてではなく、そのうちの「他の事業者等・・・の経営に関する相談の実施」のみを指しているとの理解でよいか。</p>	<p>「経営相談業務」の内容については、具体的な事例ごとに個別にご検討いただく必要がありますが、一般的に、「経営相談等業務（銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号、保険業法施行規則第 52 条の 3 の 3 第 1 号で定義されているもの。）」として整理されているものについては、本改正における「経営相談業務」に該当すると考えます。</p> <p>また、ご指摘を踏まえて主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－3－2－2（1）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－2－2（1）、系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－2－1－2（1）・Ⅲ－4－2－2－2（1）、漁協系統信用事業における総合的な監督指針Ⅲ－4－1－2（1）及び保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－13－2（1）の「経営相談業務」を「経営相談等業務」に修正しました。</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－5－2－2</p>		
31	<p>本監督指針改正案で追記される「なお、所属銀行及び銀行代理業者（銀行である場合に限る）が同一の銀行持株会社グループに属する場合において、当該銀行持株会社が法第 52 条の 21 第 1 項に基づき行う当該グループの経営管理の内容として、当該銀行代理業者の適切な業務運営が確保される必要があることに留意すること。」の趣旨は、今般の改正案により銀行法施行規則第 34 条の 63 第 1 項第 2 号が除外される「銀行代理業者が所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行である場合」においては、所属銀行ではなく、銀行持株会社が、従来から実施している適切なグループ経営管理の中で、当該銀行代理業者の適切な業務運営を確保する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>